

令和7年度インフルエンサーを活用した情報発信委託業務仕様書

岡山県（以下「本県」という。）が、首都圏在住外国人及び訪日旅行に関心のある外国人旅行者に向けたプロモーションの実施に係る業務を委託するに当たり、仕様書を次のとおり定める。

1 委託業務名

令和7年度インフルエンサーを活用した情報発信委託業務

2 目的

アンテナショップへの新規来館者を促進するため、首都圏在住外国人インフルエンサーと訪日旅行に関心のある外国人旅行者向けインフルエンサーをそれぞれ活用して情報発信を行うとともに、現地に向けたPRを行うことで、県産品やアンテナショップ等の認知度向上を図る。

3 事業概要

- (1) 首都圏在住外国人に発信力のあるインフルエンサーと訪日旅行に関心のある外国人旅行者に対して発信力のあるインフルエンサーをそれぞれ1名以上招致する。
 - ・現地語と日本語による配信や投稿を行う。なお、外国人旅行者に対して発信力のあるインフルエンサーについては、現地語のみの配信や投稿も可とする。
 - ・アンテナショップ店舗内の県産品やレストランのメニューを発信する。
(各インフルエンサーにつき、令和8年2月に2回、同年3月に2回計4回以上情報発信をSNS上で行う。)
- (2) 2階レストランでの「対象となる国×岡山」コラボメニューを期間限定で展開し、併せてフェア開催中のチラシも作成する。
※フェア開催予定時期：令和8年2月第3週目から第4週目
- (3) 本事業での取材内容を整理し、対象となる国に向けたPRを行う。(チラシを作成し、現地旅行会社に情報提供を行うなど。)

4 委託業務

上記3に掲げる事業について、企画、提案及び実施を行うこととし、その際の留意事項は次のとおりとする。

- (1) 対象となる国については、提案者において提案するものとする。なお、首都圏在住外国人と、訪日旅行に関心がある外国人旅行者は同一の国とすること。
なお、対象となる国の選定理由及び想定効果を提案書に明記すること。
- (2) 提案には、インフルエンサーや通訳同行者に必要な旅費、宿泊費、食事等に係る手配及び経費を含むものとする。
- (3) 全行程において、関係者との連絡調整をはじめとした全体のマネジメントを行うこと。また、取材には必要に応じて通訳が可能な者を同行させること。
- (4) 取材で撮影した写真等をウェブページ等で情報発信する際には、アンテナシ

トップへのアクセスの方法等も併せて紹介するなどの工夫を行うこと。なお、アクセス情報の誤記防止のため、内容は事前に本県の確認を受けること。

- (5) 取材で撮影した写真等について、二次利用を可能とすること。想定する二次利用は、本県及びアンテナショップが運営するSNSへの掲載等とする。
- (6) アンテナショップ1階ショップ及び2階レストランにおいて提供している県産品及びレストランメニュー（開発したメニューも含む）について取材を行うこと。なお、県産品及びメニュー選定については、本県と協議の上、決定するものとする。
- (7) アンテナショップ2階レストランについて、首都圏在住の外国人及び訪日旅行に关心のある外国人旅行者に対し、SNS等での発信効果が期待できるメニューを開発するとともに、フェア期間中にレストラン誘客を図るためのチラシを作成すること。なお、フェア期間中にレストランにおいてかかる食材費は、県が別途負担する。
- (8) その他、本県の認知度向上につながる効果的な企画等がある場合は、提案するとともに、実施すること。
- (9) 本事業での取材内容を整理し、対象となる国に向けたPRを行うこと。（チラシを作成し、現地旅行会社に情報提供を行うなど。）なお、PRする内容は、事前に本県が確認・承認することとし、作成した成果物は、納品用データ（PDF/印刷用データ等）として提出すること。

5 業務に係る留意点

- (1) 委託業務の実施に当たっては、本県の指示に従うこと。
- (2) 委託業務の企画、実施に当たっては、首都圏在住外国人及び対象となる国の旅行者の嗜好等を反映させるなど現地情報の収集等に努めること。
- (3) 委託業務の実施に効果的な企画等がある場合は、提案書に盛り込むこと。
- (4) 委託業務の実施により制作する成果物の著作権については、取材撮影者が有するものとするが、本県及びアンテナショップが運営するSNSや、本県が実施するイベント等においては、無償で二次利用できるよう調整すること。
- (5) 事業の実施に当たっては、関連する法令等を遵守すること。
- (6) 事業の実施に当たり知り得た事実または個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため、必要な措置を講じること。
- (7) 社会情勢等による委託業務の実施時期の変更等への対応についても想定しておくこと。
- (8) 対象となる国に向けたPRにあたり、事実確認を徹底するとともに、PRに使用する情報は、インフルエンサー取材内容や成果物と整合性をとること。また、誤解を招く表現や過剰表現は避けること。

6 委託期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

7 委託限度額

1,999,525円以内（消費税等を含む。）

8 成果物の提出等

- (1) 成果物 実施報告書（A4版）1部
取材で制作した画像等を格納した電子媒体 1部
対象となる国に向けたPRに係る成果物のデータ
(PDFおよび印刷用データ等)
- (2) 提出場所 岡山県産業労働部マーケティング推進室
- (3) その他 成果物の作成に当たっては、次の点に留意すること
①事業の実施状況等（SNSでの配信結果含む）をわかりやすく正確に記載すること
②本事業実施による効果を調査し、取りまとめること
(効果検証に使用したデータの根拠及び計測方法を明記すること)